

## 若年ホームレス生活者への支援の模索

NPO釜ヶ崎支援機構・沖野充彦

貧困研究大会で、2007年に当機構が大阪でおこなった「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」とその後の支援活動について報告したのは、昨年10月18日だった。年が明けた1月末、わずか3ヶ月半の間に、「派遣切り」にみられるように若年の不安定就労者を取り巻く状況は大きく変化している。この論稿が発表される4月には、さらに大きく変化しているのではないかと危惧している。

08年3月に大阪市立大学大学院創造都市研究科と共同で発行した調査報告書で、私は次のように書いた。

「建設日雇労働市場と派遣労働市場は、そのシステムともたらず効果においては、基本的に同じである。～ そうであるならば、建設日雇労働者に起きてきたことが派遣労働者にも起きていくだろうことは、容易に推測できる。そして実際に同じことが、流動的労働形態の下に置かれた、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者に始まりつつあるというのが、今回の聞き取り調査から得られた結論のひとつである。」(報告書P22～23)

そして、わずか1年もたたないうちに、「派遣切り」とそれに伴う「屋根と仕事の同時喪失」の形で、危惧は現実のものになってしまった。労働組合が中心になった日比谷公園での「年越し派遣村」を見るとき、それはかつて35年前に釜ヶ崎や山谷の日雇労働者が、公園でテントを張り炊き出しをおこなって、めしと寝床を確保して行政要求をせざるをえなかった姿そのものである。派遣や非正規の労働者を支援するには、「屋根とめしを、そして仕事を」という、寄せ場の日雇労働者運動や野宿者支援運動が長らくおこなってきたスタイルで、労働組合自身を取り組まなければならなくなったことに事態の深刻さが見てとれる。

### 1、「派遣切り」にあった若者

大阪、釜ヶ崎(大阪市西成区)では、東京・首都圏や名古屋に比べて、いわゆる「派遣切り」の影響は1月末段階では、それほど顕著には現れてはいない。しかし、昨年12月以降、「派遣切り」や雇止め・派遣の仕事を見つけれないなどの理由で困窮し、当機構の就労相談に来る20代～40代の人が増えつつあるのも確かである。

11月までは元派遣労働者は、月平均新規相談者44人のうち約3人だったが、12月は9人に増え、1月には19人で新規相談者77人のうち25%、相談者増加の約半分を占めている。

#### 1、典型的な「派遣切り」

① Aさんは40代半ば。2年以上、九州地方の大手家電メーカーで派遣労働者としてテレビの組み立て作業に従事していた。昨年11月下旬に雇用が打ち切られて失業。寮を出なければならなかったために、以前何度か遊びに来たことがある大阪に仕事を探しに出てきた。釜ヶ崎の簡易宿泊所に泊まりながら、12月初めに当機構に就職の相談にやってきた。高校卒業後、自衛隊を経てコンピュータ・オペレータや自動車・液晶テレビなどの製造派遣を約20年してきた。ただし、契約途中の打ち切りは今回が初めてであり、今まではすべて雇用契約の満了による退職で、自分から契約途中でやめたこともなかった。

雇用保険があり、失業給付の受給要件を満たしているとともに事業主都合での退職であるため、厚生労働省がハローワーク経由で始めた雇用促進住宅にすぐに入居することができた。

② Bさんも40代半ば。高校卒業後、縫製工場に就職したが、人員整理のために退職し、その後は家電関係の製造派遣を4年と6年、大手商社の下請会社の倉庫作業に派遣で15年、いずれも住み込みで従事してきた。昨年10月中旬に人員整理があつて退職。Bさんも失業給付の受給資格があり、事業主都合退職だったため、雇用促進住宅に入居でき、また職安定資金融資制度から、最初の失業手当の支給日までの生活資金を借入れることができた。

AさんとBさんは、ともに「派遣切り」にあった典型的なタイプである。2人とも契約途中で自分から辞めてしまったこともなく、1か所あたりの就業期間も2年～15年と長い。雇用保険もあり事業主都合退職だったために、すんなりと国の救済策に乗ることができた。

#### 2、「派遣切りなのに自己都合」の落とし穴

① Cさんは30代前半。自動車工場に派遣で10ヶ月働いていたが、11月末に契約を解除された。契約の中途解除であるため、本来は給与の全額か、最低でも6割の休業補償を派遣会社が支払わなければな

らないが、そうした説明もなく待機寮に入るように言われたため、断って出てきた。そのために派遣切りなのに「離職票では自己都合」となってしまった。

ハローワークでの相談では、自己都合退職の場合に生じる3ヶ月の給付制限は適用されないようにしたいとの対応だったが、事業主都合ではないため融資制度からの貸付対象にはならなかった。

その後は日雇派遣で働いたが、働ける日数が少なく、簡易宿泊所と野宿を転々とした。

② Dさんは30代前半。製造派遣で働いていたが12月下旬に突然12月末での契約打ち切りを告げられる。休業補償などの説明もないのに「寮にはいてもいいが1日2000円」といわれた。「仕事があるかないかわからないのに寮費だけ払うのはおかしい」と抗議したが、「とりあえず待っておけばいいんだ」といわれ交渉ができなくなったために、年が明けてから寮を出てきた。日雇派遣にも登録したが仕事はなく、ネットカフェに10日間ほど泊まった後所持金が尽きて野宿に。

放っておけば「自己都合退職」にされてしまうところだったが、相談後会社と交渉して「事業主都合」での離職を確認させることができた。

CさんもDさんも、派遣先との契約が解除された後「寮での待機」を言い渡されている。しかし休業補償等の話は一切なく寮費は支払わなければならないために、本人から退職を申出る結果になってしまった。

### 3、派遣切り後、仕事を求めて建設日雇に。

① Eさんは30代前半。昨年11月末まで大手菓子メーカーで派遣労働者として2年にわたり働いていた。契約期間は本来今年の3月末までであったが、途中で解除されてしまった。雇用保険に入っていなかったため、以前友人から聞いたことのある西成に行けば何とか仕事があるだろうと思って、すぐに釜ヶ崎に来た。1週間ほど建設日雇で飯場に入ったが、その仕事もなくなって釜ヶ崎に戻り野宿に。中学卒業後正規雇用で8年働いた後は、ユニットバス・自動車・食品の製造派遣でそれぞれ1か所で2年~5年働いてきた。

Eさんのように、長く同じ所で働いていても雇用保険に加入させてもらっておらず、本来は適用されるべきであるのにそのことさえ知らされていない人は意外と多い。仕事も住まいも失って、何とか次の仕事を探そうと釜ヶ崎にやってくる人たちもいるが、建設日雇の仕事もなかなか見つからない現実がある。釜ヶ崎での仕事量も、昨年11月12月では前年同月比で12.7%と18.7%の減少、一昨年に比べれば29.2%と38.3%もの減少になっているからだ。

## 2、「派遣切り」の陰で見落とされる現実

「派遣切り」は、企業（派遣先も派遣元も）のまったく一方的な都合によって、それまで一生懸命まじめに働いてきた派遣労働者や期間工から、仕事も住まいもいっぺんに奪い去った。行く場所を失ってネットカフェや個室ビデオ店で宿泊し、持ち金が尽きて野宿に陥った若者も多く出てきた。その誰の目にも明らかな一方的な不合理さが、多くのマスコミや世間の同情を呼び、国を突き動かした。

だが、支援対象の中心は、あくまで1で見た若者たちのように「自らの意思に反して」ある日突然、仕事と住まいを追われた人たちである。実はそこに落とし穴がある。

当機構の「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」で出会った若者（ネットカフェ生活者を含む若年ホームレス層）の多くは、出会った時点では、すでに「突然失った」人達ではなかった。調査以降も「派遣切り」が言われだして以降も、仕事も寝場所も所持金も失い（あるいは失う直前に）相談に来る若者の中心は「突然失った」人たちではない。

最初の離職では「突然失った」という人もいたし、過酷な正規雇用によって心や体に変調をきたして辞めざるを得なかった人もいたし、最初から長期に続けることが困難な不安定就労だった人もいた。いずれにしても、長く不安定な就労とそれに伴う住まいの不安定さから抜け出すことができず、結果として住居を失って、ネットカフェなどに寝泊まりしたり、野宿に至った若者が主流である。これらの若者は、表向きは、現時点では、「意に反して突然失った」労働者ではないために、雇用促進住宅や就職安定資金融資制度から除外されている。世間からも「甘えている。もう少し自分で努力すればいいのに」と思われてしまう。

もしかすると、今同情され世間からの支援の対象になっている「突然失った」人たちも、次の就労先から再びはじき出されて、階段を下りるように、一段ずつより不安定な就労と住まいに追いやられていった場合、きのう同情し支援していた人たちが、明日には「彼らは努力が足りない」と見捨ててしまう可能性は十分にある。

派遣切りの陰で見落とされる現実、そこにこそ現代社会のひずみが存在している。

### 1、不安定な仕事と寝場所を流動する若者

① Fさんは30代後半。専門学校卒業後製造業で正社員として10年間勤務。順調に見えたが、一緒に遊びにいった部下を事故で亡くしたことで精神的に不安定になり退職。回復後は製造関係の派遣を住み込みで転々としてきた。平均2~3カ月、長くても半年同じ所でもたなかった。「どうしても自分が製造のラインで働いていた時と比べてしまい、もう少しこう工夫すれば早くできるのにかと思うが派遣では言うことができず、不満が大きくなってやめてしまう」

昨年11月末に辞めて寮を出てきたが、「以前だったら次の仕事先がすぐに見つかったが、いくら探しても見つからず、日雇派遣も新規登録者は35歳未満でないとダメと言われた」数日間個室ビデオ店やネットカフェに泊まったが、所持金が尽きて12月初めには野宿に。

② Gさんは40代前半。昨年10月1日に大阪難波で十数人がなくなった個室ビデオ店放火事件の数日後、難波でのネットカフェ生活者への相談呼びかけの時に会った。昨年9月半ばに製造派遣をやめて寮を出てきたが次の仕事が見つからず、約1ヵ月間個室ビデオ店やネットカフェで宿泊し、所持金も底を尽こうとしていた。事件のあったビデオ店にもその間何回か泊まったことがあった。「事件の日に泊まってなくてよかったね」という私の一言に彼が返した答えは「自分も泊まっていて死んでいられれば良かった。寝ている間に死ぬなら」だった。

③ Hさんは40代前半。高校卒業後3年間家電小売店の店員をしたのちは、製造派遣や新聞配達、日雇派遣などで東京や近畿圏を転々としてきた。その間の住居は寮の時もあればアパートを借りたこともある。直近の2年間は大阪でアパートを借りて日雇派遣で働いていたが、秋以降は仕事が少なくなって家賃を4カ月滞納し、12月下旬に部屋を出なければならなくなった。ハローワークで雇用促進住宅の相談をしたが、「社員寮等からの退去ではない」ため対象外にされてしまった。2~3日ネットカフェに泊まった後、野宿に。

FさんにしろGさんHさんにしろ、07年の聞き取り調査で出会った若者たちと同じく、派遣先の寮や自分で借りたアパートやネットカフェなどを転々とする不安定な住まいと、派遣・日雇派遣など不安定な就労を繰り返してきた最後に、仕事も住居も失ってネットカフェを通過点としたのち、きわめて短期間に野宿せざるを得なくなっている。雇用保険にも入っておらず、たまたもし入っていたとしても自己都合退職であるため、国の救済策に乗ることはできない。3人とも現状から抜け出していく方策を見つけることができず、精神的にかなり追いつめられていた。

### 2、寮・ネットカフェ・野宿、派遣・日雇派遣・建設日雇を繰り返す若者

① Iさん・Jさんは二人とも20代前半、友人同士である。二人とも育った家族との間に複雑な問題を抱えており、ともに中学を出た後、アルバイトや派遣・日雇派遣・建設日雇など非正規雇用を転々としてきた。寝泊まりするところも派遣の寮だったり、ネットカフェや簡易宿泊所、野宿だったり。野宿しながら日雇派遣に行っていたこともよくある。12月に入ってから日雇派遣の仕事さえなくなり、野宿の上所持金も底をついた。

二人とも職場の人間関係でいやなことがあったり、ちょっとした失敗があったりすると持ちこたえられずにすぐに辞めてしまう。他人から見れば「我慢が足りない。甘えている」と映りやすいが、幼少期からの体験が職業生活に強い影響を与えているように思える。

### 3、家族の死が住居喪失に直結する若者

① Kさんは30代後半。幼い頃両親が離婚して祖父母に引き取られて育った。祖父がなくなった後、近年は祖母の年金と本人の日雇派遣(多い月で7~8万円)の収入で何とか暮らすことができていた。しかし祖母がなくなった後自分の収入だけでは入居していた公営住宅の家賃を払うことができず1年以上滞納してしまい強制退去に。その間地元の福祉事務所に何度か生活保護の相談に行ったが「若いから働きなさい」といわれるだけだった。

② Lさんは40代前半。母子家庭で母親の収入と本人のアルバイト(月7万円ほど)で何とか暮らすことができた。母親が病気で亡くなった後本人の収入だけでは公営住宅の家賃を支払うことができなくなり、滞納することになった。督促が来たために住宅を出て、野宿しながらわずかばかりのアルミ缶を集めて暮らしていた。

KさんもLさんも、一人分の日雇派遣やアルバイトの収入だけでは住居と生活を維持するのは困難だ

った。親族の死後正規雇用を探そうとしたが、職歴などの点でそう簡単に見つかるものではなかった。しかも「若い」というただ1点で、最後のセーフティネットであるはずの生活保護からもはじかれている。

#### 4、精神疾患や知的・発達障がいが見受けられる若者

実は、今まで紹介してきた若者の中にも、軽度であろうが精神疾患や知的あるいは発達障がいが見受けられる人が何人かいる。精神保健福祉手帳や療育手帳をもっておらず、取得可能かどうかのボーダーラインにいる人が多い。

推測の域を超えることはできないが、私の実感とすれば、能率と能力主義を要求される現在の正規雇用での働き方や企業の求めるものに適合できず、彼ら彼女らが働き続けるには非正規雇用を転々とするしかなかったと思えてならない。しかもその非正規雇用からさえも、真っ先に押し出されてしまう。

- ① Mさんは40代前半。高校卒業後新聞配達をし、正規雇用の経験も何回かある。製造派遣を自己退職した後、2ヶ月間ネットカフェに寝泊りしながら日雇派遣で働いていたが、仕事がなくなって野宿に。視界に人が入ってくることを極端に忌避するなど、社会適応が難しい面が見受けられる。
- ② Nさんは20代後半。中学卒業後アルバイトを転々とし、建設飯場でも働いていた。この2年間は製造派遣で働いていたが昨年11月に雇止めになった。その後はネットカフェで泊まったり野宿したりしながら釜ヶ崎で建設日雇の仕事を探したが見つからなかった。軽度と思われるが知的障がいが見受けられるとともに、頭部骨折で開頭手術を受けたことがある。

### 3、07年調査を交えた補足

#### 1、低学歴と家庭環境、低くされた「生き抜く力」と貧困の連鎖

昨年12月と今年の1月に釜ヶ崎支援機構に来た20代~40代までの相談者で、1月29日までにデータが整理できている派遣や非正規雇用の経験者23人のうち、最終学歴が中学卒業が7人、高校中退が1人、高校卒業が11人、高卒後専門学校が2人、大学中退が1人、大学卒業が1人である。高校進学率は70%で、07年の調査で聞いた100人の高校進学率70%と同じ値になった。

学歴、とりわけ高校への進学に当たっては、家庭の貧困状況と関係しているともいわれており、「貧困→低学歴→不安定就労化」という貧困の再生産の構図を立てることが、さほどの得ていないとは考えられない。

07年の聞き取り調査では、対象者のうち、最終学歴が中学卒業で、それまでの家庭環境を聞くことができた27人のうち、高校進学できなかったことに、家庭環境が基本的には影響を与えていないと判断できたのは、7人にすぎなかった。残り、判断ができない2名を除く18名は、家庭環境が何らかの影響を与えたと考えられる。父母の離婚が6人、家庭に借金があった人が3人、家庭の収入が不安定だったのが3人、児童養護施設や親戚宅に預けられていた人が3人、家庭が生活保護を受けていた人が2人だった。世代をまたいだ貧困の連鎖が見えた。

また、先に掲げたIさんJさんの場合、影響は「我慢して踏みとどまる力」の弱さ、つまり「生き抜く力」の弱さとしてあらわれているように思えてならない。

#### 2、正規労働の過酷さへのトラウマ

07年の調査では、正規雇用での退職理由として「過労が原因で退職」「過労による精神疲労で退職」を明確に述べた人が6人。他に「求められる資質とのギャップで退職」が1人、「職務に起因したと見られる病気で退職」が2人と、計9人が過労働や職務との関係で退職せざるを得なかったと述べている。

「サービス残業があり、結局朝4時30分におき、家に帰ってくるのは23時頃で睡眠時間が3、4時間しかとれず体調を崩して」「短期間で仕事を上げるために2、3日寝ずに仕事をするこもあつた」「結局、朝の8時30分から翌朝の4時まで仕事をしており、家に帰るととれる睡眠時間はわずか2時間だった」「チーム内でも差がつき、できるやつにおんぶになることがとつてもつらかつたし、それがプレッシャーになった」「関係の機関に変則労働の届けのような書類を出さされ、朝の5:00~夜の11:00ごろまで働いていた。残業手当は出なかつた。月19万ほどの給料だつた」

その中には、「半年間休みがなく、12時間休みなしで働かなければならず、体調を崩して辞めた。正社員で働こうという意欲はあるけれども、12時間働くのはしんどい」と、初職での過酷な労働が、正規雇用につくことへのトラウマとなり、就職阻害要因になっていた人もいる。

退職理由に過労働等を明確に挙げざるを得ない状況は、正規雇用の現場が、きわめて過酷な労働状況にあることを示している。

#### 4、支援の模索と望まれる対策

##### 1、若年者支援の難しさ

「2、派遣切りの陰で見落とされる現実」の項で取り上げた人たちを含めて、当機構が相談を受け支援をした(している)人たちには、ホームレス対策である自立支援センターに入所して就職先を見つけて働いている人、生活保護を土台にしながら専門医療を受けたり就労先を見つけて働いている人、就労訓練としての継続支援を受けながら当機構が確保している仮住居で暮らしている人などさまざまである。

一方で、当機構の力不足から、彼ら彼女らの現状に深く関わりきることができず、残念ながら途中で関係が途切れてしまった人たちも数多くいるのもまた現実である。

20歳~40歳代で「就職可能年齢」だからといって、単純に住居と就職探しを支援すれば社会的自立が可能という人はそう多くはない。というよりも、そういう人たちが働く(働き続ける)には非正規・派遣等の不安定就労しかなく、さらに不安定就労層の中でも、より不安定な状態を強いられるからだと感じる。

ネットカフェ生活者を含んだ若年の不安定就労層・貧困層の中には、「すぐさまの就職による自立」が困難な人たちが、確実に一定数いるのは事実である。若年でホームレス生活者(野宿生活者や予備軍・ボーダー層のネットカフェ宿泊者等)に追いやられる人ほど、実は複雑な問題をかかえ、援護を要する人の割合が高い。

また十数年前までであれば、企業の長期雇用慣行の中でなされていたであろう、社会人としての訓練や職業意識の育成をほとんど受けることができずに、代替可能な単純労働力としてのみ扱われてきた結果、自分自身や将来に対して閉塞感を抱いている人が多い。

それらから生起する問題は、ある集団的な傾向や意識状況(例えば釜ヶ崎の労働者であるとか中高年の失業者であるとか)を土台にして、彼ら彼女らを理解し、支援の方策を考えるという手法では成り立たず、一人ひとりが複雑にかかえる問題を、メンタル面・職業意識・生育歴から来る要因・障がいや病歴の有無や程度などから融きほどいて理解し、支援の方策を立てていかなければならない難しさを生み出している。

口では「やります。できます」と答えていても本当にできそうなのか、「仕事をしたい」といっているが、どういう仕事や職場環境ならば長く続けることができそうなのか、仕事の前に対処すべき病気や障がいや精神面での関わり方の必要性はないのか、自立支援センターなどの集団生活を続けることはできそうなのか、などをひとりひとり別個に検討していくことが必要になっている。

表面上は支援が順調に進んでいるように見えても、次の環境の変化の際(例えば自立支援センターに入所するとか、生活保護のための居宅を探すとか)に、(表面上は)突然いなくなってしまうことも度々ある。

##### 2、支援の方法

すぐさまの就職を考えるだけでなく、住居の確保支援、専門医療の受診支援や就労訓練・社会生活訓練と日常の相談・フォローなどを組み合わせて支援する必要がある。生活保護申請を支援するにも就職活動を支援するにも、保護決定後や就職後も関わりを継続する必要性が高い若年者が多い。

また精神疾患や依存症、知的障がいや発達障がいを抱えた人たちについては、すぐに就職という形で押し上げようとする方策ではきわめて不十分というか、現実にはそれでは解決しない。まず生活保護で生活の安定と専門的な医療の受診につなぎ、日常のフォローで支えるところから始めるしか方法がないのが現実である。

一人ひとりに応じた支援をするために、少ないながらもいくつかの支援メニューを作っている。

- ① 自立支援センターへの入所を勧め、入所までの臨時就労と仮住まいを提供する。
- ② 共同事業をしている公園での就労訓練と仮住まいを提供しながら、就職活動を支援する。あるいはその人にとってどのような支援が必要かを見極める期間にする。
- ③ 仮住まいを提供しながら専門医療受診につなぎ、生活保護を申請して生活の土台を整えた上で、徐々に就労活動に移っていく。
- ④ そのために、3相談事業＝お仕事支援部(就労就職支援)・市内対策部(ネットカフェ生活者等への支援)・福祉相談部(専門医療受診や生活保護申請等の支援)の間で、緊密な連携を図る。

いずれにしても、きめ細かい継続的な支援が必要となり、支援対象者の状況を正確に見極めて対処することが求められる。私自身も含めて、当機構の個々の相談員の資質が、それに対応できるレベルにはまだまだどうてい達しているとはいいがたいのが現実である。

### 3、相談に来るルート

相談に来るルートは幅広い。当機構の就職支援や福祉支援の相談窓口に来る人もいれば、当機構が運営している憩いの場（シャワーの無料提供や休憩所など）に設置している生活相談窓口にもまずたどり着く人もいる。

当機構がネットカフェ生活者に対する相談呼びかけのために行なっている夜間巡回で相談を受ける人もいれば、エルおおさかに設置されている大阪チャレンジネット（住居喪失不安定就労者支援センター）から依頼される場合もある。

また、大阪ホームレス就業支援センターを訪ねてきたり（中には他府県からセンターに行くように誘導される場合もある）、日雇労働紹介の窓口である西成労働福祉センターにたどり着いて、そこから依頼される場合もある。

当機構の相談事業のうち日雇労働者・野宿生活者とネットカフェ生活者への就労就職支援については、厚生労働省の支援事業であり、大阪ホームレス就業支援センターから当機構が受託している。しかし実際に支援をおこなうには、受託している事業資金だけでまかなえるほど現実には甘くはない。寝場所や食事の確保・生活保護申請をしない場合の専門医療の受診・臨時就労の提供など、本来まず真っ先に必要とされる支援には、行政からの受託費がほぼ使えないのが実状である。

「派遣切り」であれ「若年不安定就労者」であれ、まず行政窓口や労働組合が支えなければならないはずの人たちを、ホームレス支援団体が最後の最後のセーフティネットとして、わずかの資源をもとに住居・生活資金の確保や就労提供で支え、その上で自立支援センター入所や生活保護受給という公的セーフティネットにつなげなければならないところに、施策の貧困の現実が横たわっている。

### 4、まとめと施策

最後に私なりの結論を述べておきたい。

- ① 「派遣切り」であれ「ネットカフェ難民」であれ「若年ホームレス」であれ、それは、派遣・非正規・失業など不安定な就労とそれともなう不安定な居住を、流動している過程でのある一時点での表れである。
- ② 特に労働と住居が一体である場合、秋以降の「派遣切り」に顕著に現れたように、雇用の喪失が住居の喪失＝ホームレス化に直結し、それがまた雇用への復帰の阻害となる。
- ③ 安定した住居と安定した就労とは相互補完関係にある。派遣や建設日雇のように就労が不安定で就労先を転々としなければならぬ場合、安定した住居を維持するのは困難であり、また逆に安定した住居がなければ安定した職にも就けない。
- ④ 家庭の貧困や低学歴・障がいなど社会的困難を背負わされている人が一定数いる。また不安定で先の見えない状態に置き続けられることで、閉塞感が強められて、就労意欲や生きる力の低下に追いやられていく過程に置かれている。
- ⑤ 支援対象者それぞれの抱える複雑な問題を適確に捉え、一人ひとりに応じた支援を、少ないながらも様々な社会資源を組み合わせる複合的に組上げていく必要がある。
- ⑥ 継続的な支援・アフターフォローと組み合わせなければ、再び住居や職の喪失にいたらざるをえない。

必要な対策は次のようにまとめられる。

- ① 緊急的には、住居を失った後、野宿になる前に駆け込める緊急避難シェルターと「ネットカフェ生活者・住居喪失者用の自立支援センター」の設置。
- ② 「稼働能力の活用」を柔軟に判断して、まず生活の安定と専門医療につなげることができる生活保護運用の改善。
- ③ 就労支援策と福祉援護策をつないで総合的に支援するための横断的施策の実施。
- ④ 派遣や非正規雇用であっても、あるいは失業せざるをえなくなっても、最低限住まいと生活資金を失うことなく市民生活を続けられるための社会保障制度の整備。
- ⑤ 困窮することなく安心して働き続けられるようにするための、正規雇用も非正規雇用も含めた労働政策の再検討。

いま、日本社会の根幹が揺らいでいる。